（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　無線局の免許手続	第二章　［同上］
［第一節～第二節の二　略］	［第一節～第二節の二　同上］
第二節の三　特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）	第二節の三　特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十）
［第三節　略］	［第三節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
第五章　無線局の登録手続	第五章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　登録状（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二の二）	第五節　登録状（第二十五条の二十一・第二十五条の二十二）
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第五章の二・第六章　略］	［第五章の二・第六章　同上］
第七章　無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の五）	第七章　無線局の運用の特例に係る手続（第三十一条の二―第三十一条の四）
附則	附則
（希望する識別信号）	（希望する識別信号）
第二条の二　申請者は、申請に係る無線局（アマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。	**第二条の二**　申請者は、申請に係る無線局（九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、適合表示無線設備のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）並びにアマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。
（申請書）	（申請書）
第三条　法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第三条**　法第六条に規定する申請書の様式は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
一　無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
二　免許を受けようとする無線局の種別及び局数	
三　希望する識別信号（アマチュア局を除く。）	
四　希望する免許の有効期間	
2　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。	
（添付書類）	（添付書類等）
第四条　法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。	**第四条**　法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

区分	申請書の様式
一　パーソナル無線及びアマチュア局	別表第一号
二　その他の無線局	別表第一号の二